

## 平成 17 年度協働パイロット事業募集要綱

- 1 目的 市民活動との協働を進めるために、その試行的な事業としてパイロット事業を募集する。※パイロット：試験的に行うもの。先行するもの。水先案内人。
- 2 定義 本要綱において「市民活動」とは、営利を目的とせず、公共的サービスの提供など、静岡市のさまざまな分野における社会的課題の解決に継続的に取り組む活動（※）をいう。  
※ 概ね特定非営利活動促進法第 2 条別表に掲げる活動
- 3 応募資格 静岡市内に事務所のある団体で、次のいずれかに該当する団体は、協働パイロット事業に応募することができる。
- (1) 特定非営利活動法人
  - (2) 市民活動を行なっている非営利の団体で次の条件を満たす団体
    - ① 10 人以上の会員で組織していること。
    - ② 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号に該当すること。
    - ③ 組織の運営に関する規則（会則等）があること。
    - ④ 予算・決算を的確に行なっていること。
    - ⑤ 活動内容や会計処理に関する情報が公開されていること。
    - ⑥ 委託業務を的確に遂行できる能力を有すること。
    - ⑦ 過去 1 年度以上の活動実績があり、事業報告・決算等の書類で確認できること。
  - (3) 前 2 項に該当する団体の共同体
- 4 企画提案を募集する事業
- (1) 課題テーマ部門で募集する事業は、次の各号を満たす事業とする。
    - ① 市民の自発的・継続的な健康づくり活動を支援する事業。ただし、次に掲げるものは除く。
      - a 健康器具、健康食品等の販売を目的とする事業
      - b 提案団体の会員のみを対象とする事業
    - ② 委託金額が 50 万円以内（消費税込）の事業。
  - (2) 自由テーマ部門で募集する事業は、次の各号を満たす事業とする。
    - ① 分野を問わず、社会的課題の解決のための事業。
    - ② 市民活動基本指針（※）が意図する協働パイロット事業となり得る事業。
    - ③ 委託金額が 50 万円以内（消費税込）の事業。
  - (3) 前各項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業は応募の対象としない。
    - ① 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
    - ② 学術的な研究事業
    - ③ 地区住民の交流行事等の親睦イベントなどの事業
    - ④ 国や他の地方公共団体及びそれらの外郭団体からの助成を受ける事業

⑤ 政治、宗教、営利を目的とする事業

※ 市民活動基本指針：静岡市「市民都市実現に向けて、市民活動と行政の協働のための基本指針」平成 16 年 3 月

5 委託期間 平成 17 年 7 月から平成 17 年 12 月まで

6 委託料の積算 委託料の積算については、下記の各項目に従うこと。

- (1) 原則として、第三者への再委託費及びこれらに準じる支出は認めない。
- (2) 事務管理費は委託金額の 20%以内とする。
- (3) 委託料以外の収入として、サービスの受益者から実費程度の負担金を徴収し、事業費に充てることができる。ただし、金額等は委託者と受託団体が協議の上決定するものとする。なお、委託料以外の収入を見込み、不足が生じたときは、受託者が負担するものとする。

7 支払い 前払い及び中間払いの支払金額については、委託者と受託団体が協議の上決定するものとする。

8 応募書類 次の各号に掲げる書類を、2 部ずつ、市民生活課に提出する。このほか、チラシや新聞記事等、独自アピールのための書類等がある場合には 7 部ずつ提出しなければならない。なお、提出された書類は返還しない。（(4)～(8)は任意の書式。）

- (1) 企画提案申込書（様式 1）
- (2) 企画提案書（様式 2）
- (3) 企画提案の概要書（様式 3）
- (4) 見積書（概算内訳のわかるもの）
- (5) 応募団体の定款・会則等
- (6) 応募団体の平成 16 年度の事業報告書・決算書及び平成 17 年度の事業計画書・予算書
- (7) 応募団体の役員名簿
- (8) その他、市が必要と認めるもの

9 募集期間 平成 17 年 5 月 6 日（金）から平成 17 年 5 月 31 日（火）まで

10 選定方針 本事業の目的を最も効果的、効率的に達成する提案した団体を選定する。

11 審査委員会 委託団体を選定するために協働パイロット事業審査委員会（以下「審査委員会」）をおく。

- (1) 審査委員会は学識経験者、市民活動関係者、市民活動推進協議会委員及び行政担当者、計 4 名で構成する。
- (2) 審査委員会の構成に際しては、専門性・公平性に留意するとともに、市民活動関係者に限定せず多角的な視点からの審査ができるよう配慮する。

12 選定方法 選定方法は書類審査及び公開プロポーザルによる審査とする。また、別途、関係のある所管課等に意見を照会する。詳細については、下表のとおりとする。

表：審査の内容

区分	審査する者	内容	審査書類
第1次審査 (書類審査)	市民生活課 担当者	提出書類が形式的に整っているかを審査する。	8の(1)～(8)に 掲げる書類
第2次審査 (公開プロポーザル)	審査委員会	審査委員会は、公開プロポーザル及び審査会の場で、提出された書類およびプロポーザルの内容、所管課意見を参考にして、次条の評価視点に基づき審査・選定する。	8の(1)～(8)に 掲げる書類(※)
所管課意見	関係所管課	関係所管課（原則として1事業1課）は審査書類を次条の評価視点で評価し、意見を審査委員会に提出する。	8の(1)～(8)に 掲げる書類

※ 8の(1)～(8)に掲げる書類以外の書類がある場合には、公開プロポーザル来場者に配布するため、その前日までに50部を用意して市民生活課に提出すること。

### 13 公開プロポーザル

- (1) 第2次審査は公開プロポーザル方式で行なう。
- (2) 希望する者は誰でも、プロポーザルを観ることができる（会場定数を超えた場合を除く）。企画提案団体の関係者および発表者も、他の提案団体のプロポーザルを観ることができる。
- (3) 発表の順番は、企画提案の受付を締め切った後に、くじで決める。

### 14 評価視点

選定にあたっては、次のような視点をもって、評価する。

- (1) 市民ニーズや社会的課題を適切に認識しているか
- (2) 協働にふさわしい事業か
- (3) 市民活動の先駆性、創造性を活かした事業か
- (4) 実行性が十分に感じられるか
- (5) 予算の見積もりは適正か
- (6) その他、市民活動の特性を生かせるか

### 15 再公募

審査の結果、該当する事業がないときには再公募する。再公募の方法は別途定める。

### 16 情報公開

選定に関する書類等は原則公開とする。公開方法は以下のとおりとする。

- (1) 8の提出書類の内、(1)、(2)、(4)については、公開プロポーザル会場にて来場者等に配布する。同(3)については、第1次審査の後に速やかにホームページで公開する。同(5)～(7)については、(7)の役員名簿の氏名以外の個人情報を除き、市民生活課窓口で閲覧できるものとする。
- (2) 前項の規定に関わらず、団体所在地の住所、電話番号は公開の対象とする。

- (3) 審査結果は、全審査委員の得点を総計し、各団体の評価視点ごとの点数をホームページ等で公開する。
- (4) 審査委員会の会議は、特に必要と認めるものを除き、非公開とする。

17 その他 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

----- 参 考 資 料 -----

※ 特定非営利活動促進法

第2条別表

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第2条第2項第2号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。